第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshihisa Takeuchi, Director Kumamoto Defence Branch MOD

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Apartment House for Government Workers (Setouchi area) Additional construction, JGSDF Amami New camp (2017)

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevantdocuments for the qualification by electronic bidding system : June 21, 2018 P.M. 5 : 00

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : August 7, 2018 noon

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Audit Subsection, Administration Division, Kumamoto Defense Branch, MOD 1―1―11, Higashi-machi, Higashi-ku, Kumamoto-shi, Kumamoto-ken　〒862―0901 TEL 096―368―2174 (Ext. 360)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年6月1日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長　中嶋浩一郎

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

○第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　普天間㉚雨水排水施設（1304）整備土木工事

⑶　工事場所　普天間飛行場内

⑷　工事内容　本工事は、普天間飛行場内の雨水排水整備における以下の土木工事を行うものである。

1　土工事（床堀　約5,000㎥）

2　雨水排水工事（ボックスカルバート　106m）

①　現場打ち　内空高5,000×幅4,500　約32m

②　現場打ち　内空高2,700×幅4,500　約14m

③　プレキャスト　内空高5,000×幅4,500　約34m

④　プレキャスト　内空高2,700×幅4,500　約26m

3　仮設工事（仮設矢板工　約210m、仮舗装約150㎡等）

⑸　工期　平成31年３月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　プレキャストボックスカルバート（内空断面5,000×4,500　約34m、2,700×4,500　約26m）、矢板（約300ｔ）

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては沖縄防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年６月１日付沖縄防衛局長）に示す手続きに従い、普天間㉚雨水排水施設（1304）整備土木工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式工事」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「土木一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,000点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は830点以上であること。

⑸　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成15年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、次に掲げる①の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成15年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、次に掲げる②の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

①　函渠工（鉄筋コンクリート製（内空断面９㎡以上））の排水構造物を施工した実績を有すること。

②　函渠工（鉄筋コンクリート製（内空断面４㎡以上））の排水構造物を施工した実績を有すること。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者である。

イ　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成15年度以降入札公告日までに、①に掲げる工事を施工した経験を有する者である。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は平成15年度以降入札公告日までに、②に掲げる工事を施工した経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

①　函渠工（鉄筋コンクリート製（内空断面４㎡以上））の排水構造物を施工した経験を有すること。

②　排水構造物を施工した経験を有すること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。